

## 水の有効利用促進要綱

平成 15 年 7 月 22 日

15 都市政広第 122 号

一部改正 平成 31 年 3 月 18 日

### (目的)

第 1 条 この要綱は、雑用水の利用及び雨水の浸透に係る必要な事項を定めることにより、都市の貴重な水資源の有効利用を促進し、もって、環境と共生する都市の形成に寄与することを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 雑用水 人の飲用その他これに類する用途以外の雑用系用途に供される水をいう。  
雑用水として利用する原水は、雨水、再生水及び循環利用水とする。
- (2) 再生水 下水処理場で高度処理した下水処理水を広域循環方式で雑用水として利用する水をいう。
- (3) 循環利用水 建築物で発生する排水や当該建築物及びその敷地内あるいは一定区画内で集水した雨水を処理施設で処理して再生した水を地区循環方式及び個別循環方式で雑用水として利用する水をいう。
- (4) 雨水利用方式 建築物及びその敷地内で集水した雨水をろ過し、一度使用した排水の循環再利用を伴わない状態で、当該建築物及びその敷地内において、雑用水として利用する方式をいう。
- (5) 広域循環方式 再生水を供給可能な区域内の建築物等において、雑用水として利用する方式をいう。
- (6) 地区循環方式 一定区画内で処理した循環利用水を雑用水として利用する方式をいう。
- (7) 個別循環方式 当該建築物内で処理した循環利用水を雑用水として利用する方式をいう。
- (8) 雨水浸透 地表あるいは地下の浅いところから雨水を土壌の不飽和帯を通して地中へ分散、浸透させることをいう。

### (対象区域)

第 3 条 この要綱の対象区域は、東京都全域とする。

### (対象建築物及び開発事業)

第 4 条 この要綱の対象となる建築物及び開発事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 延べ床面積が 10,000 平方メートル以上の建築物
- (2) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業のうち開発面積が 3,000 平方メートル以上の開発事業
- (3) 雑用水利用については、原則として別表に定める利用方式に応じた対象建築物

### **(雑用水利用・雨水浸透施設の設置)**

第5条 前条に規定する対象建築物及び開発事業を施行する事業者は、建築物又はその敷地若しくは開発事業の施行区域において、雑用水利用及び雨水浸透の推進に努めるものとする。

### **(計画書の提出)**

第6条 事業者は、第4条に規定する対象建築物及び開発事業に該当する場合は、当該建築物の確認申請書若しくは計画通知を提出し、又は当該開発事業の許可若しくは認可を申請するときまでに東京都（以下「都」という。）と協議の上、別記様式による雑用水利用・雨水浸透計画書（以下「計画書」という。）を東京都知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。なお、当該雑用水利用施設及び雨水浸透施設を廃止する場合は、その旨知事に届け出るものとする。

### **(雑用水の用途)**

第7条 雑用水の用途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 広域循環方式については、事業者が別途定める規定によるものとする。
- (2) 雨水のみによる雑用水利用は、水洗便所の洗浄水、修景用水、散水、防火用水その他これらに類するものとする。
- (3) 前二号に掲げるもの以外による雑用水利用は、水洗便所の洗浄水、修景用水、散水及びこれらに類するものとする。ただし、し尿を含む原水を用いる場合は、その用途は、原則として水洗便所の洗浄水に限るものとする。

### **(施設の計画及び管理等)**

第8条 第6条の規定により計画書を提出する事業者は、雑用水の水質基準、雑用水利用施設及び雨水浸透施設の計画、構造、管理等については、関連法規等の規定に従い、適正に行わなければならない。

### **(都の責務)**

第9条 都は、自ら実施する事業において、雑用水利用や雨水浸透を促進するとともに、都民及び事業者に対する普及、啓発に努めるものとする。

- 2 都は、区市町村と協力し、雑用水利用及び雨水浸透に係る施策の推進に努めるものとする。
- 3 都は、雑用水利用及び雨水浸透を促進するため、融資制度等の優遇措置について都民及び事業者に対し、情報の提供に努めるものとする。
- 4 都は、この要綱による円滑な水の有効利用を促進していくため、雑用水利用協議会を設置し、関係各局と連絡調整を図っていくものとする。

### **(区市町村の要綱等)**

第10条 第6条の規定により計画書を提出する事業者は、この要綱によるほか、建築物を

建築しようとする敷地又は当該開発事業を施行する所在地の区市町村の雑用水利用及び雨水浸透に関する要綱等に定めるところにより、雑用水利用及び雨水浸透に努めるものとする。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

雑用水利用に係る指導指針（昭和 59 年 1 月 26 日付 58 都市計広第 142 号）、雑用水利用施設の構造、維持管理に係る指導要領（昭和 59 年 1 月 26 日付 58 都市計広第 142 号）、雑用水利用に係る指導事務要領（平成 5 年 9 月 30 日付 5 都市計都第 472 号）、東京都雨水利用・雨水浸透促進要綱（平成 10 年 3 月 31 日付 9 都市計都第 998 号）及び東京都雨水利用・雨水浸透技術指針（平成 10 年 3 月 31 日付 9 都市計都第 998 号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

雑用水の利用方式	対象建築物の規模
1 雨水利用方式	延べ床面積が10,000平方メートル以上の建築物
2 広域循環方式	延べ床面積が10,000平方メートル以上の建築物又は下水道事業者（下水道局）が定める基準に該当する建築物
3 地区循環方式	延べ床面積が30,000平方メートル以上の建築物又は雑用水量（計画可能水量）が一日当たり100立方メートル以上である建築物。ただし、延べ床面積及び雑用水量の算定に当たっては、住居、倉庫及び駐輪駐車の用に供する面積及び水量を除く。
4 個別循環方式	同上